

「償却資産に係る固定資産税の特例措置」への対応について

1. 概要

国では、中小企業の生産性向上に向け、今後3年間で「生産性革命・集中投資期間」として大胆な税制・予算などの措置を講ずる方針の中、昨年12月に決定された「平成30年度税制改正大綱」において、設備投資に係る新たな固定資産税（償却資産税）の特例が創設されることとなりました。

今回の特例は、実際に措置するかどうかは市町村の自主判断となり、特例税率についてもゼロ～1/2の間で市町村が条例で自ら定めることとなります。

(※) 特例措置の内容（国の方針案）

○以下の要件を満たす設備投資を対象

- ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
- ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
- ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

○特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。

○ 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定。

2. 久留米市の対応

本市では、本制度の主旨に鑑み、生産性向上に取り組む市内の中小企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、特例税率をゼロとする方針とし、今後、条例改正等、当該特例措置に対して積極的に取り組みを進めます。

【問い合わせ先】◆久留米市 商工観光労働部商工政策課
担当者名 山口 寛
古賀 友理子
連絡先 0942-30-9133